

財政用語解説

富士吉田市

決 算

1 普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額となる。

地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

富士吉田市においては一般会計と看護専門学校特別会計。

2 純計

会計間の出し入れ部分について重複するため、この重複部分を控除して正味の財政規模を出すこと。

3 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

4 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越(継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと。)、繰越明許費繰越(歳出予算の経費のうち、年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。)等の財源を控除した額。通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

5 単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

6 実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩し額)を差し引いた額。

歳入

7 一般財源

用途が特定されない財源。市税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税のほか、県から交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金。

8 一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、臨時財政対策債等が含まれる。

9 特定財源

用途が特定される財源。国庫支出金、県支出金、市債などが該当。

10 市税

市民や市内に事業所を持つ法人等に納めていただくもの。市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、都市計画税がある。

11 地方譲与税

国税として徴収し、そのまま市に対して譲与する税。地方道路譲与税、自動車重量譲与税がある。

12 利子割交付金

金融機関などからの利子に課税された一部を財源として、県が個人県民税の額に応じて、市に対して交付するもの。

13 配当割交付金

上場株式などの配当に課税された一部を財源として、県が個人県民税の額に応じて、市に対して交付するもの。

14 株式等譲渡所得割交付金

株式などの譲渡所得に課税された一部を財源として、県が個人県民税の額に応じて、市に対して交付するもの。

15 地方消費税交付金

地方消費税の一部を財源として、県が人口及び従業者数で按分して、市に対して交付するもの。

16 ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場利用税を財源として、県が一定の基準に応じて、市に対して交付するもの。

17 自動車取得税交付金

自動車取得税の一部を財源として、県が市道の延長や面積で按分して、市に対して交付するもの。

18 地方特例交付金

児童手当の制度拡充が行われたことから、これに伴う地方負担の増加に対応するための児童手当特例交付金と平成 18 年度に廃止された減税補てん特例交付金の経過措置分として交付される特別交付金を総称したもの。

19 地方交付税

地方公共団体において一定水準のサービスを保障するために、国税(所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税)の一定割合の額を、国が市に対して交付するもの。

地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として交付される。

20 交通安全対策特別交付金

交通反則金を財源として、道路交通安全施設の設置、管理の経費のため、国が市に交付するもの。

21 分担金及び負担金

特定の事業に要する経費に充てるため、その利益を受ける方から徴収するもの。
保育料、学校給食費など

22 使用料及び手数料

市の施設の利用や特定の事務により利益を受ける方から徴収するもの。
住宅使用料、住民票交付手数料など。

23 国庫支出金

国と市の経費負担区分に基づき、国が市に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

24 国有提供施設等所在市町村助成交付金

自衛隊基地等が所在する市に交付されるもの。

25 県支出金

県の市町村に対する支出金。県が自らの施策として単独で市に交付する支出金と、県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市に交付する支出金(間接補助金)とがある。

26 財産収入

市の所有する財産の貸付、売払い等により得る収入。

27 寄附金

金銭に限られる寄附。使途を特定しない一般寄附金と使途を特定する指定寄附金がある。

28 繰入金

積み立てていた基金や特別会計から繰入れるもの。

29 繰越金

前年度決算から繰越される余剰金。

30 諸収入

収入の性質により他の収入科目に含まれないもの。

31 市債(地方債)

特定の事業を行うにあたり財源が不足する場合に外部から資金を調達するもので長期的な借入金。

32 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される市債。

歳 出

33 目的別歳出

行政目的に着目した歳出の分類。その行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費等到大別される。

34 議会費

議会の運営費用。

35 総務費

全般的な管理事務や住民窓口、徴税、選挙などの費用。

36 民生費

福祉、年金、子育て支援、保育所運営などの費用。

37 衛生費

保健衛生、環境衛生、ごみ・し尿処理などの費用。

38 労働費

労働者福祉に要する費用

39 農林水産業費

農林業の振興などの費用。

40 商工費

商工業振興、観光事業などの費用。

41 土木費

道路、公園の整備や維持補修などの費用。

42 消防費

火災や地震などの災害対策などの費用。

43 教育費

学校教育、社会教育、文化・スポーツ振興などの費用。

44 公債費

発行した市債の元利償還等に係る経費。

45 性質別歳出

経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

46 義務的経費

任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。人件費、扶助費、公債費。

47 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費など。

48 人件費

職員の給与、議員の報酬などに係る経費。

49 扶助費

各種法令に基づいて実施する給付や、単独で行っている各種扶助に係る経費。

50 公債費

発行した市債の元利償還等に係る経費。

51 普通建設事業費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅などの建設に係る投資的経費。

52 物件費

消費的性質の経費の総称。旅費、需用費、備品購入費、委託料など。

53 補助費等

他の地方公共団体や国、法人等に対する支出。報償費、負担金・補助金等。

54 繰出金

普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。

55 積立金 各基金に積み立てる経費。

■ 財政分析指標

56 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

57 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。ちなみに、単年度の財政力指数が1.0を超える団体は、当該年度の普通交付税が不交付の団体となる。

58 公債費比率

公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、標準財政規模に占める公債費に充当された一般財源の割合。

59 実質公債費比率

公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つとして、一般会計、公営企業等が負担する公債費および公債費に準じる経費の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標となる。地方債協議制度において、実質公債費比率が18%以上となる地方公共団体については、起債に許可が必要となる。実質公債費比率が25%以上の団体については、一定の地方債が制限され、35%以上の団体については、さらにその制限の度合いが高まる。

(※)標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

60 将来負担比率

一般会計に公営企業や公社等の負債を含めた、地方公共団体が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率。一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標となる。

(※)標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

61 健全化判断比率・再生判断比率

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。再生判断比率とは、健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率等のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、財政の健全化を図ることとなる。

健全化判断比率等は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す。

62 実質赤字比率

一般会計と特別会計（公営事業会計を除く）を対象にした赤字額の標準財政規模に対する割合

63 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む地方公共団体の全会計を対象として実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率。すべての会計の赤字や黒字を合算することで赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。

64 資金不足比率

地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。

■ その他

65 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

66 標準税収入額

地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額。

67 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

68 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

69 その他特定目的基金

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金等。

70 調製

地方公共団体の長は、自治規則に定める様式に従って予算を調製しなければならない。例えば、金額の表示単位は千円などその様式にそって整えることを調製という。

71 調定

地方公共団体の歳入金を収入する場合において、その内容を調査し、所属年度、歳入科目、収入すべき額、納入義務者等を決定する行為、すなわち、徴収に関する地方公共団体の内部意思を決定する行為。

72 支出負担行為

地方公共団体の支出の原因となる契約その他の行為のことであり、その行為が法令予算に違反していないか、債務者や債務が確定しているか等を確認する行為。歳入における調定にあたるもの。